

## 第94回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和2年6月22日  
午後2時から午後4時45分まで
- 2 場 所 兵庫県中央労働センター2階201号室
- 3 出席者 部会長 山下 淳  
委員 岡 絵理子  
委員 片山 朋子  
委員 住友 聡一  
委員 北川 博巳
- 4 審議案件  
第1号議案 加西市における（仮称）加西中野複合商業施設の新築に係る知事の意見について（条例第4条第2項）  
第2号議案 姫路市における（仮称）ハローズ姫路飾磨店の新築に係る知事の意見について（条例第4条第2項）
- 5 審議の概要 別紙のとおり

## 議案 1 : (仮称) 加西中野複合商業施設

### 審 議 の 概 要

事務局から計画施設の概要（まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員：国道 372 号からは右折入庫禁止の計画としているが、国道 372 号の交通量はそれほど多くないため、南下してきた車が右折入庫するのではないか。

事務局：委員の発言のとおり、交通量はそこまで多くはない。しかし、朝夕にはそれなりの交通量がある道路であるため、国道側は左折の出入庫として計画している。来退店経路は、チラシや看板等で周知する予定である。

委員：3 点、確認させていただきたい。

1 点目としては、マックスバリュ棟の南東部分で、搬出入車両と歩行者等が交錯する可能性があるため、安全対策について検討されたい。

2 点目としては、来店客車両台数のほとんどが計画地南側から国道 372 号を通過して来店する計画である。また、平日のピーク時における加西中野交差点の東流入の車線別混雑度が、計算上は 0.84 から 0.93 に上昇しているため、注意されたい。

3 点目としては、加西こども園に子供を送迎する親は、送迎後に国道 372 号から計画地へ右折入庫する可能性があるのではないか。このため、事前にこども園と協議をする必要があると考える。

事務局：1 点目については、確かに当該部分で搬出入車両と歩行者等が交錯する可能性があるため、事業者へ安全対策について検討してもらう。

2 点目については、計算上は車線別混雑度が 1.0 以下となっているため、

支障ないと考えている。

3点目については、送迎後にはこども園を南下し、加西中野交差点を経由して、国道372号から左折入庫するように周知する旨を事業者から聞いている。

委員：マックスバリュ棟とキリン堂棟の間の緑化（地上・壁面）は、生育環境上は適切でなく、景観形成に資さないと考えるため、再検討されたい。

事務局：再検討するよう、事業者に伝える。

委員：東側には九会小学校と加西こども園がある。計画地沿いの国道372号の歩道は通学路となっていないが、登下校時間帯を除く時間帯に小学生等が往来する可能性があるため、出口及び入口には交通誘導員を常時配置していただきたい。また、国道372号を南下してきた来店車両が、右折入庫する可能性が高いと考えられる。

関係人：付図2のとおり、北へ帰る小学生は、計画地北東角の国道372号にある押しボタン式信号のある横断歩道を渡って北方面へ帰宅する。南へ帰る児童は加西中野交差点東側の歩道橋を渡り帰宅する。加西中野交差点は危険であるため、通学路としていない。このため、当該箇所を小学生が通過する可能性は、非常に低い。

委員：登下校時間帯を除く時間帯の交通誘導員の配置については、引き続き検討されたい。

委員：計画地南東の無信号交差点付近の幅員が広がっている。別の委員の指摘もあったが、国道372号を南下してきた来店車両が無信号交差点部分で右折しやすい形状であるので、計画地の南側出入口から入庫するのではないか。

事務局：関係機関との協議では、国道372号からの右折入庫を防止することにつ

いて、計画地の入口部分や交差点部分にポストコーンを設置することまでは求められていないと聞いている。また、道路交通法上では計画地南東の無信号交差点で右折することについて問題ない。このため、現在計画している来退店経路の徹底を周知するよう、事業者には伝える。

委員：駐車場内の全ての車路を相互通行にすることは、駐車場内を自由に走行できるため好ましくない。一方通行にするなど検討されたい。

委員：駐車場内に入ってどちらにでも行ける場合は戸惑う。規則性を持たせて、誘導されたほうが分かりやすく、安全性も向上するのではないか。

事務局：再検討するよう、事業者に伝える。

委員：近く区画道路6号が整備されるのであれば、加西中野交差点を經由せず、区画道路6号を通る来退店経路も検討するべきではないか。

関係人：承知した。

委員：搬出入車両と歩行者等の交錯の件については、留意事項に追記されたい。緑化の件については、生育環境に配慮する内容を追記されたい。登下校時間帯を除く時間帯の交通誘導員の配置の検討、駐車場内のレイアウトの再検討及び区画道路6号を通る来退店経路の検討については、留意事項にはしないが引き続き事業者で検討されたい。

(各委員に諮った上で) 原案どおり知事意見は有しないものとし、留意事項を追記・修正するものとする。

**【審議結果：条例第4条第2項の規定による知事の意見（案）】**

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。

- 2 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。
- 3 計画地南側の歩行者・自転車用出入口付近において、搬出入車両と歩行者等の動線が交差するため、歩行者等の安全確保に努めること。
- 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 5 屋外照明、広告物照明等の適切な配置及び運用に配慮し、周辺地域の営農環境に与える影響の軽減に努めること。
- 6 緑化を計画するに当たり、生育環境に配慮すること。また、計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

※下線部は追記・修正事項

審 議 の 概 要

事務局から計画施設の概要（まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委 員：イオンモール姫路リバーシティの周辺交差点への影響はあるのか。

事 務 局：リバーシティ方面への本店舗の退店車両は、1時間あたり 71 台を予想している。このため、1分あたり 1台強であるので、それほど大きな影響はないと考える。

委 員：駐車場②の運用や出口①の安全面、出口①からの右折退店車両について説明されたい。

事 務 局：一般的には計画地の駐車場①から駐車することが多いと考えられるが、出口①の近くにも店舗出入口があるため、店舗出入口から近い駐車場②にも需要があると考えられる。安全面については、繁忙時には出口①に交通誘導員を配置し、また交通誘導員不在時にも飛び出しを抑制するために、バンプの設置や路面にとまれの標示等を計画している。出口①から右折する退店車両もいると考えられるが、進んだ先はT字路であり、通り抜けで使用されるような道路ではないため、それほど多くないと考えられる。

委 員：クリニック、調剤薬局及び市道飾磨 332 号線の現況はいかがか。

事 務 局：現地確認時には混雑しておらず、また、市道飾磨 332 号線は周辺の住民が使用するのみであると考えられる。

委 員：今在家東交差点への影響はいかがか。特に、南流入の車線別混雑度が大きいようであるが。

事務局：今在家東交差点の車線別混雑度が大きい理由は、同交差点の北流入にあると考えられる。北側には姫路バイパスの中地ランプがあり、中地ランプからの車両が今在家東交差点を北流入右折し、臨海部の工場地帯へ行くことが多いため、北流入の右折の信号現示に長い時間が割かれている。このことから、南流入の時間が少なくなっており、南流入の車線別混雑度が大きくなっていると考えられる。

委員：道路保全課からの今在家東交差点に関する意見に対して、事業者の回答では交通誘導員を配置するとある。今在家東交差点に交通誘導員を配置することに意味はあるのか。

事務局：姫路土木事務所と事業者の間では、混雑した場合には何らかの対応を行うという協議結果となっているが、交通誘導員を配置するなどの具体的な対策の協議までは整っていないと聞いている。議案書の回答は、一切対応しないというわけではなく、混雑した場合には何らかの対応を行うという事業者からの意思表示である。

委員：今在家東交差点に交通誘導員を配置することは効果があるのか。渋滞交差点に対して、事業者のできることは極めて限られている。姫路土木事務所と事業者の間でどのような協議結果となっているのか、詳しく確認したい。

関係人：交通誘導員を配置しても、法定の交通誘導を行うことはできず、案内看板を持つくらいしかできない。姫路土木事務所としてもまだ結論は出ていない状況であり、事後評価後に再協議を行うということで、姫路土木事務所とは協議が整っている。

委員：駐車場②は必要なのか。

事務局：当初より駐車場②の来客用駐車マス5台分と、駐車場①にある従業員駐

車マスを入れ替えることができないか協議していたが、駐車場②も届出対象としたいという事業者の意向があったため、安全対策を検討した上で、現在の計画となっている。

委員：出入口①から入った場合、駐車場②へは駐車場①を抜けていくことになる。退店時に経路を逆行して、来店時と同じ経路で退店しないのか。

事務局：逆行しないよう、路面標示や看板などの事業者としてできることは計画している。

委員：駐車場②を設ける必要があるのか。

関係人：必要駐車台数は駐車場①で満足することもできるため、駐車場②を除く計画地で届出をすることもできる。しかし、年末年始等のような繁忙日のみではなく、通常の営業日における来店客が多くなる時間にも対応できるよう、駐車場②にも来客用駐車マスを設けて常時使用したいと考えている。駐車場②を除く計画地で届出する場合は、駐車場②の騒音等の評価を行わないことになるが、駐車場②を含む計画地とすることで、駐車場②の騒音等の評価を行い、法定の説明会時に周辺住民へ説明する方が適切と考える。

委員：駐車場②を設ける理由は理解したが、駐車場②の利用方法についての議論はできないか。例えば、指針の必要駐車台数以上に来客用駐車マスを設けており、普段は従業員用として駐車場②を閉じておくが、繁忙日には利用する。その際には交通誘導員が配置されるため、安全である。騒音等の評価については、来客用として使用される前提で評価すればよいのではないか。現在の計画のままでも問題はないと考えるが、検討されたい。

事務局：事業者を確認する。

委員：車いす利用者利用駐車マスは、この規模であれば福祉のまちづくり条例  
上は1台で支障ないのか。

事務局：支障ない。

委員：（各委員に諮った上で）原案どおり知事意見は有しないものとし、留意  
事項を付記するものとする。

**【審議結果：条例第4条第2項の規定による知事の意見（案）】**

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき施設②において荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。
- 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。特に、今在家東交差点について、姫路土木事務所と協議の上、事後評価等を実施すること。
- 5 屋外照明、広告物照明等の適切な配置及び運用に配慮し、周辺地域の営農環境に与える影響の軽減に努めること。
- 6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。